

平成26年4月26日
文 化 庁

我が国の推薦資産に係る世界遺産委員会諮問機関による 評価結果及び勧告について(第二報)

今般、我が国から世界文化遺産へ推薦している「富岡製糸場と絹産業遺産群」について、ユネスコ世界遺産委員会の諮問機関であるICOMOS(イコモス)による勧告がユネスコ世界遺産センターより通知されました。

イコモスの評価結果・勧告内容と推薦に係るこれまでの経緯は下記のとおりです。

記

1. ICOMOSの評価結果及び勧告の内容

「富岡製糸場と絹産業遺産群」については、「記載」が適当との勧告がなされた。

※具体的な勧告内容の概要については別添のとおり。

(参考1) 諮問機関による評価結果の4つの区分

- ① 記載(Inscription): 世界遺産一覧表に記載するもの。
- ② 情報照会(Referral): 追加情報の提出を求めた上で次回以降に再審議するもの。
- ③ 記載延期(Deferral): より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。推薦書を再提出した後、約1年半をかけて再度諮問機関の審査を受ける必要がある。
- ④ 不記載(Not to inscribe): 記載にふさわしくないもの。(世界遺産委員会で不記載決議となった場合、例外的な場合を除き再推薦は不可。)

(参考2) International Council on Monuments and Sites(イコモス): 国際記念物遺跡会議
文化財の保存、修復、再生などを行う国際非政府間組織(NGO)。本拠地はパリ。
1964年設立。

2. 「富岡製糸場と絹産業遺産群」のこれまでの経緯

平成19年 1月	ユネスコの世界遺産暫定一覧表に記載
平成25年 1月	ユネスコへ推薦書を提出
平成25年 9月	ICOMOSの専門家による現地調査
平成25年 9月	ICOMOSから追加情報の要請
平成25年10月	ICOMOSへ追加情報を提出

3. 今後の予定

第38回世界遺産委員会(平成26年6月15日～25日、於:ドーハ)において、ICOMOSの本勧告を踏まえ、世界遺産一覧表への記載の可否が決定される。

なお、世界遺産委員会による決議は、諮問機関の勧告と同じ「記載」、「情報照会」、「記載延期」、「不記載」の4区分によって行われる。

<担当>

文化庁文化財部記念物課

課長 高橋 宏治

世界文化遺産室長 北山 浩士

文化財調査官 西 和彦

世界文化遺産企画係長 齋藤 彩

電話:03-5253-4111(代表) 内線 4762

(別添)

イコモスの評価結果及び勧告の概要(富岡製糸場と絹産業遺産群)

①顕著な普遍的価値について

明治時代初期まで遡る富岡製糸場は、二つの養蚕の教育施設及び蚕種倉庫を含む関連施設とともに、伝統的な生糸生産から急速に最善の大量生産手法に到達したことを表している。日本政府は、フランスの機械及び工業の専門的知識を導入し、群馬県において生産過程システムを作り上げた。すなわち蚕種の生産、蚕の飼育、大規模な機械化された生糸生産施設という過程である。一方、モデル工場としての富岡製糸場と関連資産は、19世紀末期に養蚕と日本の生糸産業の革新に決定的な役割を果たし、日本が近代工業化世界に仲間入りする鍵となった。

②完全性及び真実性について

個々構成資産及び資産全体としての完全性、真実性が満たされている。

③比較研究について

比較研究は、世界遺産一覧表のために本資産を検討することが正当であることを示している。

④基準 ii) 及び iv) の適用について

評価基準 ii) 及び iv) の正当性は証明されている。

⑤資産に影響を与える要因について

資産に影響を与える主たる要因は、富岡(製糸場周辺)の都市化の進展と、より一般的な自然災害リスク(台風、地震、火山噴火)である。

⑥構成資産の範囲と緩衝地帯について、その保護手法について

構成資産及び緩衝地帯の境界線は適切であり、保護措置も適切に実施されている。

⑦資産の保全について

保全状況は適切であり、そのための方策も十分であるが、荒船風穴に保全のための屋根をかけることについては、その利点と欠点を良く考慮するよう勧める。

⑧資産の管理について

資産の管理体制は機能しており、その調整を担う協議会（群馬県世界遺産協議会）が設置されている。しかし、構成資産の管理計画の様々な規定が全体として調和され、より統一されたものとなるために、構成資産それぞれの管理体制と全体調整を担う協議会の関係を強化することを勧める。

⑨勧告

イコモスは、評価基準(ii)及び(iv)の下に「富岡製糸場と絹産業遺産群」を世界遺産一覧表に記載することを勧告する。

イコモスは、推薦国が以下に配慮することを併せて勧告する。

- ・ 緩衝地帯についての保護策を厳格に適用する、あるいはさらに強化することによって、資産周辺における経済的及び都市的発展に引き続き十分留意し続けること。
- ・ 荒船風穴の考古学的遺産としての性質、および保全のための屋根をかけることの利点と欠点についてより深く考慮すること。
- ・ 構成資産の管理計画の様々な規定が全体として調和され、より統一されたものとするために、構成資産それぞれの管理体制と全体調整を担う協議会の関係を強化すること。
- ・ フランスからの、あるいは国内における、女性たちの指導者あるいは労働者としての役割を通じた技術移転についての調査を行うこと。また、労働者の労働環境・社会的状況についての知見を増すこと。